

平成 26 年度（2014 年度）

## 事業報告書

平成 26 年 4 月 1 日から

平成 27 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

## 第1章 はじめに

国際海運では早くから自由の原則が確立され、船の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍をリベリア、パナマ、カンボジアなどの国（便宜置籍国）に置き、コスト削減を図るようになりました。

船の安全規制は、国際条約に基づき、原則として船が船籍を置く国が責任を持っています。しかし、初期の便宜置籍国は安全規制に十分な能力を持たず、便宜置籍国の船が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船の安全性を確認する必要があるとの認識を持ち、Port State Control（PSC；寄港国検査）と呼ぶ立入検査で確認しようとした。ただし、PSCの実施には次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、不適切な競争を招く恐れがある。例えば、A港が厳しく、隣接するB港が安易なPSCを行えば、船はB港に流れる。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査されれば円滑な運航ができない。

これらを解決するには、一定地域において統一的手法でPSCを行うとともに、ある港のPSCで優良船と判定されれば一定期間は近隣港ではPSCを行わない等、一定地域での国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「PSCに関する地域協力に関する覚書(Memorandum of Understanding)」(パリMOU)を採択しました。パリMOUにより欧州ではPSCが組織的に始まり、国際基準を満足しない船（サブスタンダード船）が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関（IMO）は、パリMOUの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSCに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これを受け、日本がイニシアチブをとり1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書」（東京MOU）が採択されました。現在、日本、中国、韓国、オーストラリア等の19か国・地域が東京MOUのメンバーになっています。

PSCの地域協力を実効あるものとするには、PSCに関する統一的手法、情報共有化、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的手法の徹底や情報システムの円滑な運用には、PSC関係職員に対する研修やセミナーが必要になります。

本財団は、東京MOUメンバー間の意見調整などを円滑に実施できるようにするMOU事務局事業と各国PSC関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金を活用し各国の資金負担を軽減しています。

## 第2章 事業報告

### 1. MOU事務局事業

- 1) 東京 MOU には各国の PSC 当局が加盟しており、PSC 当局責任者の会合である PSC 委員会をほぼ毎年 1 回各国持ち回りで開催しています。本財団は、PSC 委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書の委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。
- 2) 本年度は 2014 年 10 月 10～13 日にニュージーランドで第 25 回 PSC 委員会を開催しました。当該 PSC 委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。
  - ① トンガ王国及びリヤド（中東）MOU をオブザーバーとして承認した。
  - ② 毎年 9 月から 11 月に行っている集中検査のテーマについて、2015 年は「密閉区画への立入に係る船員の習熟」とした。2016 年のテーマについては、海事労働条約（MLC）又は貨物の固縛とし、MLC の批准状況を勘案し次回会合で決定することとした。（MLC 批准状況：メンバー 19 カ国中 11 カ国（2015 年 3 月末現在））
  - ③ 2014 年 1 月から導入した新検査制度について、半年間のデータに基づく分析が作業グループから紹介された。引き続き 1 年間のデータを解析し、効果や問題点等を把握した上で、必要な対策を検討することとした。
  - ④ 2010 年から毎月公表している悪質船（Under-performing Ships）リストについて、隻数は徐々に減少していることを確認した。更なる削減を目指し、悪質船に厳しく対応することを確認した。
  - ⑤ 船舶の省エネ規制に関する検査ガイドラインを、次回 PSC 委員会までの期間に作成することを合意した。



第 25 回 PSC 委員会：ニュージーランド

- 3) 次回の PSC 委員会までの間、インターネットを通じた作業部会が設置されますが、本財団はメーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、円滑に作業部会が進捗するよう支援しました。
- 4) 2014 年 4 月 30 日、東京 MOU の 2013 年の活動状況を取りまとめた Annual Report 2013 を公表しました。同 Report には PSC 委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が行った PSC 検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別の格付等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を取り公表しています。
- 5) 同年 5 月 5～7 日にフィジーで開催されたアジア太平洋海事安全機関長会議に出席し、東京 MOU の活動状況等を報告しました。また、同年 5 月 19～23 日にリトアニアで開催されたパリ MOU 政府間会合に出席し、集中検査の協調実施、データ交換等について協議しました。さらに、同年 7 月 14～18 日に英国ロンドンで開催された IMO・実施小委員会に出席し、東京 MOU の活動状況等を報告しました。
- 6) 同年 9 月 1 日～11 月 30 日に、船員の休息時間に関する集中検査を実施しました。当該集中検査は、「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW 条約) のマニラ改正が 2012 年 1 月 1 日に発効したことを受け、当該改正中の重要事項である休息時間に関する基準の遵守状況を確認するために行われました。東京 MOU とパリ MOU が共同で遵守状況を確認するための質問票を作成し、黒海、インド洋、地中海及び南米 PSC 地域組織も同じ質問票を使い集中検査を実施しました。
- 7) 第 25 回 PSC 委員会で決定した基本方針に基づき PSC 標準マニュアルの改訂作業を進め、2014 年 12 月に各国へ改訂版を送付しました。また、船舶の省エネ規制に関する検査ガイドラインを中国がリーダーとなり検討し、2015 年 3 月に暫定ガイドラインとして各国に回章しました。
- 8) 2014 年の PSC 検査データについて、2015 年 5 月に公表すべく分析を進めました。その概要は次のとおりですが、詳細データを別添 1 に示しています。
  - ① 入域船舶数は前年に比べ増加しましたが個別検査隻数は若干減少し、検査率は 2013 年 70%から 2014 年 69%に若干減少しました。また、検査件数も若干減少しました。この要因としては、新検査制度の導入などが考えられます。
  - ② 航行停止処分率は、2013 年 4.50%から 2014 年 3.96%に減少しました。パリ MOU も同様な傾向にあり、PSC の効果が波及していると考えられます。
  - ③ ブラックリスト掲載国は前年比 3 ヶ国減少し 12 カ国、グレイリスト掲載国数は前年と同じ 19 ヶ国、ホワイトリスト掲載国は前年比 3 ヶ国増加し 33 ヶ国となりました。

## 2. 研修事業

- 1) アジア太平洋地域内で統一的に PSC を実施するため、本財団は PSC 職員に対する研修やセミナーを企画、実施しています。研修等の計画は、PSC 委員会の意見等を聞き 5 年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。
- 2) 2014 年 5 月 19 日から 2 週間、韓国からマレーシアへ専門家 2 名を派遣しマレーシアの PSC 職員 22 名に対し研修（講義及び船上実習）を実施しました。本財団は、専門家の派遣費用を負担しました。
- 3) 同年 6 月 18 日から 3 日間、中国で火災安全に関する専門研修を実施し、中国から 12 名、海外から 15 名が参加しました。本財団は、本研修の開催費用及び途上国参加者 8 名の旅費を負担しました。
- 4) 同年 7 月 21 日から 5 日間、フィリピンでセミナーを IMO と共同開催しました。船員の休息時間に係る集中検査ガイドライン、海事労働条約等に関する講義、事例研究などが行われました。17 カ国・地域から 36 名が参加しました。本財団は開催費用の大半及び途上国参加者 8 名の旅費等を負担し、IMO は開催費用の一部を負担しました。
- 5) 同年 8 月 25 日から 4 週間、日本で総合研修を実施しました。前半 2 週間は横浜で講義を行い、その後 8 か所の地方運輸局で船上実習を行いました。域内 12 カ国・地域、域外 7 カ国から合計 19 名が参加しました。本財団は域内の途上国参加者 8 名の旅費等、IMO は域外からの参加者 7 名の旅費等を負担しました。
- 6) 同年 9 月 29 日から 2 週間、南アフリカでインド洋 PSC 地域組織の研修（講義及び船上実習）が行われ、オーストラリア 2 名、ニュージーランド 1 名、日本 1 名、当財団職員 1 名を派遣しました。派遣費用は、インド洋 PSC 地域組織が負担しました。
- 7) 同年 11 月 24 日から 1 週間、シンガポールからフィジーへ専門家 1 名を派遣し危険物コードに関する研修（講義及び船上実習）を実施し、フィジーの PSC 職員 8 名が参加しました。本財団は、専門家の派遣費用を負担しました。
- 8) 同年 12 月 1 日から 1 週間、日本からベトナムへ専門家 2 名を派遣し研修（講義及び船上実習）を実施し、ベトナムの PSC 職員 22 名が参加しました。本財団は、専門家の派遣費用を負担しました。
- 9) 2015 年 3 月 16 日から 2 週間、ペルー・リマに専門家 4 名（チリ 2 名、カナダ 1 名及び日本 1 名）及び本財団職員 1 名を派遣し、南米 PSC 地域組織の PSC 職員 25 名に対し研修（講義及び船上実習）を実施しました。本財団が専門家の派遣費用等、IMO が研修参加者 7 名分の旅費を負担しました。
- 10) 東京 MOU 域内 PSC の調和を促進するために検査官交流を行っており、ニュージーランド→香港、オーストラリア→チリ、韓国→シンガポール、シンガポール→ロシア、ロシア→韓国、チリ→オーストラリア、日本→カナダ、香港→日本、カナダ→ニュージーランドの 9 件を実施しました。

### 第3章 管理業務

#### 1. 理事会及び評議員会

理事会及び評議員会の開催状況は、次のとおりです。

- 1) 第5回理事会：2014年5月28日、議題＝平成25年度事業報告及び決算報告、定時評議員会の開催、職務執行状況
- 2) 第2回評議員会：2014年6月17日、議題＝役員を選任、平成25年度事業報告及び決算報告
- 3) 第6回理事会（書面）：2014年6月17日、議題＝代表理事としての理事長の選定及び報酬、顧問の選任及び報酬
- 4) 第7回理事会：2015年3月17日、議題＝平成27年度事業計画及び収支予算、評議員選定委員会の開催、職務執行状況

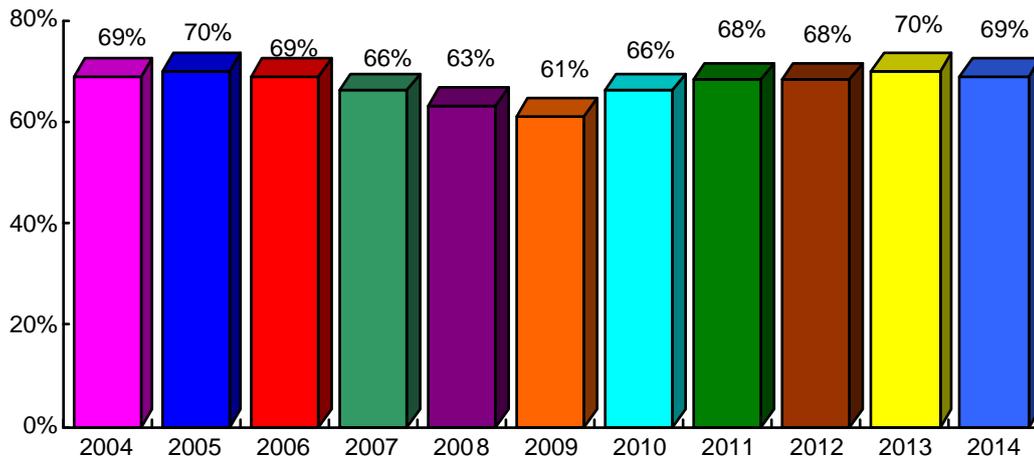
#### 2. 事務局組織

2014年度末の本財団組織図は、別添2のとおりです。

#### 3. 財産等

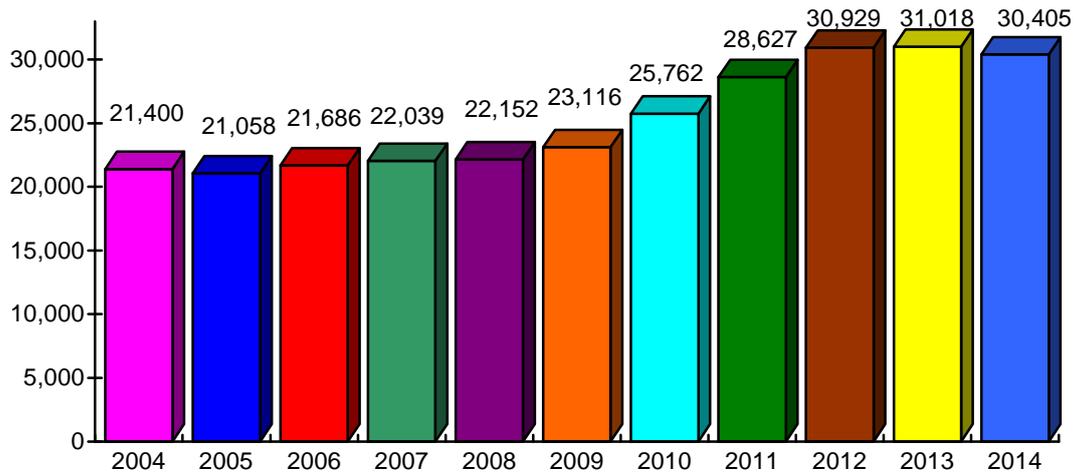
- 1) 2014年度末の基本財産は5千万円であり、長期債券で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金（2014年度末簿価：約22億68百万円）は、各種債券及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- 2) 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。
- 3) 2014年度公益目的実施事業会計に約6百万円の剰余金が生じましたが、2015年度に費消する予定です。2015年度は、金利低下等により収益が減少する一方、正式加入を希望するペルーの事前調査、旗国格付の見直し調査等により経費が増加し、公益目的実施事業会計は剰余金を上回る赤字となる見込みです。

### 東京 MOU 域内の検査率



検査率 = 個別検査隻数 / 個別入域船舶数 (%)  
個別検査隻数 : 同一船を 2 回以上検査しても 1 隻  
個別入域船舶数 : 同一船が 2 回以上入域しても 1 隻

### 検査件数

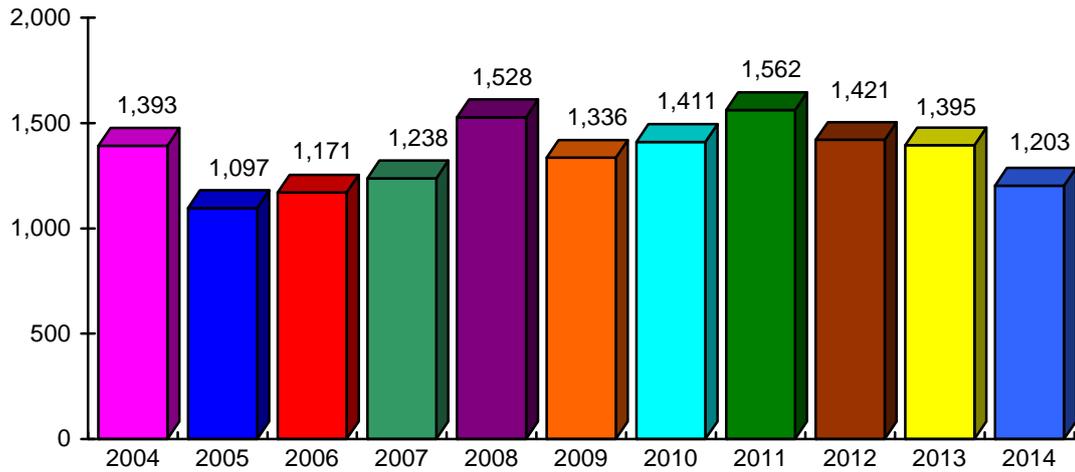


検査件数 : 1 隻の船舶を 2 回検査した場合は 2 件とカウントする。

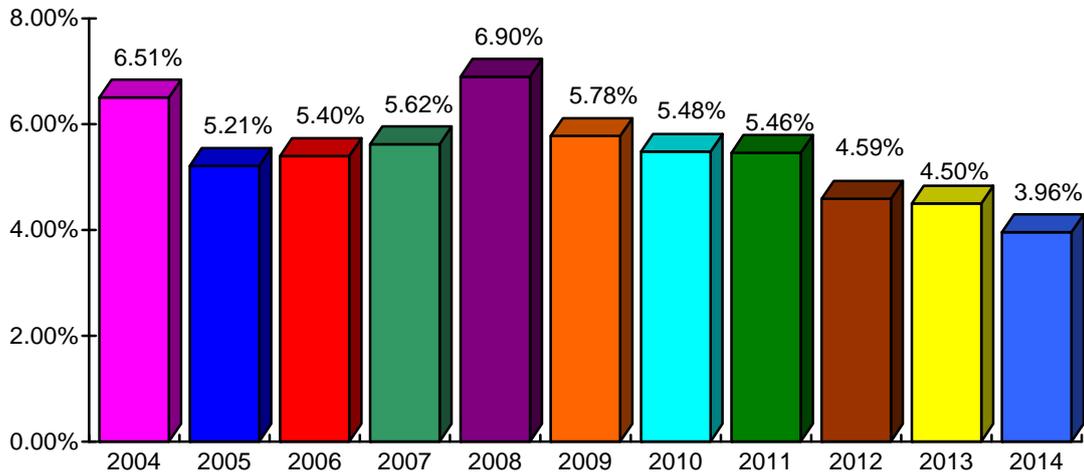
(解説)

入域船舶数は若干増加 (2013 年 23,936 隻→2014 年 24,128 隻) したが、個別検査隻数は若干減少 (2013 年 16,861 隻→2014 年 16,761 隻) し、検査率は若干減少 (2013 年 70%→2014 年 69%) した。また、検査件数は若干減少 (2013 年 31,018 件→2014 年 30,405 件) した。これらの要因としては、新検査制度の導入などが考えられる。新検査制度では、船舶を 3 つの危険度に分類し、危険度の低い船舶にはより長い検査インターバルが適用される。

航行停止処分数



航行停止処分率



(解説)

航行停止処分数及び航行停止処分率は、前年に比べ減少した。8%を超えていた中国の航行停止処分率が6%台に低下したことが、大きく寄与した。パリMOUも航行停止処分率が減少する傾向(2013年3.78%→2014年3.32%)にあり、PSCの効果が波及していると考えら

2014 年旗国格付  
ブラックグレーホワイトリスト

Flag	Inspections	Detentions	Black to Grey	Grey to White	Excess
	2012-2014	2012-2014	Limit	Limit	Factor
<b>BLACK LIST</b>					
Papua New Guinea	38	11	6		4.50
Tanzania	84	20	10		4.18
Mongolia	410	78	38		3.98
Sierra Leone	706	121	61		3.62
Korea, Democratic People's Republic	630	104	55		3.38
Cambodia	4,502	642	344		3.14
Indonesia	528	80	47		2.89
Bangladesh	169	21	18		1.53
Kiribati	692	70	60		1.44
Niue	35	6	5		1.38
Belize	1,319	116	108		1.19
Egypt	47	7	7		1.17
<b>GREY LIST</b>					
Saint Kitts and Nevis	104	12	12	2	0.99
Jamaica	49	6	7	0	0.87
Iran	83	9	10	1	0.87
Togo	116	11	13	3	0.79
Cook Islands	59	6	8	0	0.75
Dominica	43	4	6	0	0.65
Philippines	616	45	54	32	0.59
Portugal	62	4	8	1	0.46
Barbados	50	3	7	0	0.43
Tuvalu	392	25	36	19	0.36
Sweden	74	4	9	1	0.36
Thailand	883	58	75	49	0.35
India	274	16	27	12	0.29
Switzerland	85	4	10	2	0.28
Kuwait	49	1	7	0	0.15
Turkey	178	8	19	6	0.13
Vanuatu	344	18	32	16	0.13
Luxembourg	74	2	9	1	0.11
Antigua and Barbuda	1,579	96	128	93	0.08

<b>Flag</b>	<b>Inspections 2012-2014</b>	<b>Detentions 2012-2014</b>	<b>Black to Grey Limit</b>	<b>Grey to White Limit</b>	<b>Excess Factor</b>
<b>WHITE LIST</b>					
Russian Federation	829	44		45	-0.07
Italy	443	20		22	-0.15
Viet Nam	2,285	127		139	-0.19
Taiwan, China	304	12		13	-0.20
Gibraltar (UK)	211	7		8	-0.24
Croatia	83	1		1	-0.30
Saint Vincent and the Grenadines	467	19		23	-0.35
Denmark	419	16		20	-0.40
Belgium	88	1		2	-0.42
Germany	621	24		33	-0.53
United States of America	158	3		5	-0.65
Curacao	69	0		1	-0.67
Malta	2,313	97		141	-0.68
Greece	1,003	36		56	-0.76
Cyprus	1,457	54		85	-0.79
Panama	26,721	1,155		1,801	-0.82
Liberia	6,673	265		432	-0.87
Malaysia	772	24		42	-0.87
United Kingdom (UK)	703	21		38	-0.90
France	122	1		3	-0.93
Saudi Arabia	84	0		2	-0.94
Isle of Man (UK)	549	14		28	-0.99
Netherlands	461	11		23	-1.00
Bermuda (UK)	223	3		9	-1.14
Bahamas	2,095	56		127	-1.23
Norway	779	17		42	-1.25
Japan	531	10		27	-1.27
Cayman Islands (UK)	342	5		16	-1.30
Marshall Islands	4,958	130		317	-1.33
Singapore	6,083	66		393	-1.89
Hong Kong, China	8,827	90		578	-1.93
China	2,834	17		176	-2.11
Korea, Republic of	4,162	20		264	-2.35

参考：2014年パリ MOU 旗国格付

Rank 2014	Flag	Nbinsp	NbDet	Limit B<>G	Limit G<>W	Excess Factor	WGB	RISK	Rank 2013
1	France	278	0	27	12	-1.92	White		1
2	Hong Kong, China	1709	20	137	102	-1.77	White		6
3	Bahamas	2308	31	182	141	-1.74	White		11
4	Norway	1472	19	120	88	-1.71	White		2
5	Sweden	405	3	37	19	-1.69	White		3
6	Isle of Man, UK	731	8	63	39	-1.68	White		12
7	Denmark	1082	14	90	61	-1.67	White		4
8	United Kingdom	1389	19	112	80	-1.66	White		7
9	United States of America	235	1	23	10	-1.64	White		26
10	Italy	1210	17	100	70	-1.64	White		5
11	Singapore	1517	23	123	89	-1.63	White		14
12	Marshall Islands	2807	51	219	174	-1.58	White		17
13	China	212	1	21	8	-1.56	White		18
14	Greece	913	15	77	51	-1.50	White		16
15	Germany	754	12	65	41	-1.48	White		9
16	Finland	401	5	37	19	-1.46	White		8
17	Liberia	4215	95	323	267	-1.45	White		13
18	Belgium	228	2	23	9	-1.39	White		15
19	Netherlands	3170	79	246	198	-1.34	White		19
20	Bermuda, UK	252	3	25	10	-1.29	White		30
21	Malta	4399	126	334	278	-1.22	White		22
22	Cayman Islands, UK	357	6	33	17	-1.22	White		24
23	Gibraltar, UK	848	20	72	47	-1.19	White		21
24	Croatia	140	1	15	4	-1.12	White		10
25	Cyprus	1976	69	157	119	-0.91	White		23
26	Faroe Islands, DK	252	5	25	10	-0.91	White		38
27	India	81	0	10	1	-0.90	White		47
28	Iran, Islamic Republic of	81	0	10	1	-0.90	White		20
29	Saudi Arabia	81	0	10	1	-0.90	White		35
30	Kazakhstan	75	0	9	1	-0.79	White		33
31	Barbados	363	10	34	17	-0.77	White		25
32	Turkey	1494	61	121	88	-0.65	White		34
33	Estonia	67	0	9	1	-0.62	White		29
34	Japan	66	0	9	1	-0.60	White		31
35	Antigua and Barbuda	3623	174	279	228	-0.52	White		37
36	Latvia	63	0	8	1	-0.52	White		27
37	Russian Federation	1386	62	113	81	-0.50	White		28
38	Ireland	91	1	11	2	-0.48	White		39
39	Panama	6098	315	480	394	-0.45	White		36
40	Philippines	161	4	17	5	-0.40	White		40
41	Switzerland	107	2	12	3	-0.29	White		44
42	Luxembourg	210	7	21	8	-0.23	White		42
43	Korea, Republic of	103	2	12	2	-0.21	White		32
44	Portugal	376	18	35	18	0.02	Grey		49
45	Ukraine	202	9	21	8	0.10	Grey		57
46	Malaysia	52	1	7	0	0.13	Grey		51
47	Spain	196	9	20	7	0.13	Grey		41
48	Lithuania	180	7	17	5	0.14	Grey		45
49	Lebanon	77	3	10	1	0.21	Grey		60
50	Bulgaria	40	1	6	0	0.21	Grey		52
51	Poland	157	8	17	5	0.24	Grey		43
52	Libya	44	2	6	0	0.34	Grey		62
53	Thailand	62	4	8	1	0.46	Grey		46
54	Egypt	61	4	8	0	0.46	Grey		55
55	Tunisia	46	3	7	0	0.47	Grey		48
56	Curacao	216	15	22	8	0.49	Grey		53
57	Morocco	41	3	6	0	0.52	Grey		56
58	Vanuatu	285	19	26	11	0.53	Grey		50
59	Albania	92	7	11	2	0.56	Grey		64
60	Saint Kitts and Nevis	313	25	30	14	0.69	Grey		61
61	Algeria	73	7	9	1	0.73	Grey		58
62	Tuvalu	34	4	5	0	0.77	Grey		63
63	Sierra Leone	316	32	30	14	1.18	Black	Medium Risk	70
64	Cambodia	442	43	40	22	1.18	Black	Medium Risk	66
65	Saint Vincent and the Grenadines	861	79	73	47	1.21	Black	Medium Risk	67
66	Belize	591	59	52	31	1.35	Black	Medium Risk	65
67	Comoros	280	34	27	12	1.71	Black	Medium Risk	68
68	Dominica	70	11	9	1	1.77	Black	Medium Risk	73
69	Cook Islands	310	39	30	14	1.89	Black	Medium Risk	69
70	Togo	353	45	33	16	1.99	Black	Medium Risk	72
71	Moldova, Republic of	593	80	52	31	2.43	Black	Medium to High	71
72	Tanzania United Rep.	313	51	30	14	3.00	Black	High Risk	75

(解説)

- 1) 東京 MOU のブラックリスト掲載国は前年比 3 ヶ国減少し 12 カ国、グレイリストは前年と同じ 19 ヶ国、ホワイトリストは前年比 3 ヶ国増加し 33 ヶ国となった。パリ MOU のブラックは前年と同じ 10 カ国、グレイも前年と同じ 19 カ国、ホワイトは前年比 3 ヶ国減少し 43 カ国となった。
- 2) 航行停止処分率が減少傾向にあり、一般的に旗国の成績も向上する傾向にある。ただし、タンザニアのような新たな便宜置籍国が出現し悪質な船を受け入れている。東京 MOU では新たにニウエが格付対象となり、ブラックに格付けされた。ニウエは南太平洋の島嶼国であるが、最近、登録船舶が増加している。
- 3) 顕著な格付変更として、東京 MOU で前年までブラックであったベトナムが一気にホワイトに格上げされたことが挙げられる。同国は船主に対する啓蒙活動を頻繁に行うなど、同国船の安全性向上に力を注いでいる。
- 4) パリ・東京 MOU 共通のブラック国は、タンザニア、シエラレオーネ及びカンボジアであった。

2014 年東京 MOU 政府代行機関格付

Recognized organization (RO)	No. of overall inspections 2012-14	No. of RO responsible detentions 2012-14	Low/medium Limit	Medium/high Limit	Excess factor	Performance level
SingClass International Pte Ltd	171	4	7	0	0.58	Medium
Polski Rejestr Statkow	82	1	4	0	0.38	
Croatian Register of Shipping	103	1	5	0	0.31	
Sing-Lloyd	292	4	10	1	0.29	
Korea Classification Society	688	11	20	7	0.29	
Universal Maritime Bureau	872	14	25	10	0.26	
International Naval Surveys Bureau	122	1	5	0	0.26	
Universal Shipping Bureau	156	1	6	0	0.19	
International Ship Classification	905	13	26	11	0.16	
Union Bureau of Shipping	2,864	48	70	44	0.14	
Biro Klasifikasi Indonesia	283	2	10	1	0.08	
Panama Shipping Registrar Inc.	332	2	11	2	0.01	
International Register of Shipping	863	10	25	10	0	
Global Marine Bureau	1,131	14	31	14	-0.04	High
Other	520	4	16	5	-0.18	
Overseas Marine Certification Services	1,037	8	29	13	-0.59	
Intermaritime Certification Services, S.A.	1,320	11	35	18	-0.61	
Isthmus Bureau of Shipping	1,477	12	39	20	-0.67	
Indian Register of Shipping	283	0	10	1	-0.75	
Panama Maritime Documentation Services	1,336	6	36	18	-1.12	
DNV GL AS	994	3	28	12	-1.27	
Vietnam Register	2,404	7	60	36	-1.53	
CR Classification Society	930	1	26	11	-1.65	
Russian Maritime Register of Shipping	1,338	2	36	18	-1.66	
Germanischer Lloyd	9,419	18	211	166	-1.76	
Bureau Veritas	9,967	17	223	176	-1.79	
American Bureau of Shipping	9,630	15	216	170	-1.81	
Nippon Kaiji Kyokai	29,279	38	625	546	-1.85	
Det Norske Veritas	10,849	9	241	192	-1.90	
Lloyd's Register	11,992	10	266	214	-1.90	
Korean Register of Shipping	8,582	3	193	150	-1.95	High
China Classification Society	8,428	2	190	147	-1.96	
Registro Italiano Navale	2,410	0	60	36	-1.97	

参考：2014年パリ MOU 政府代行機関格付

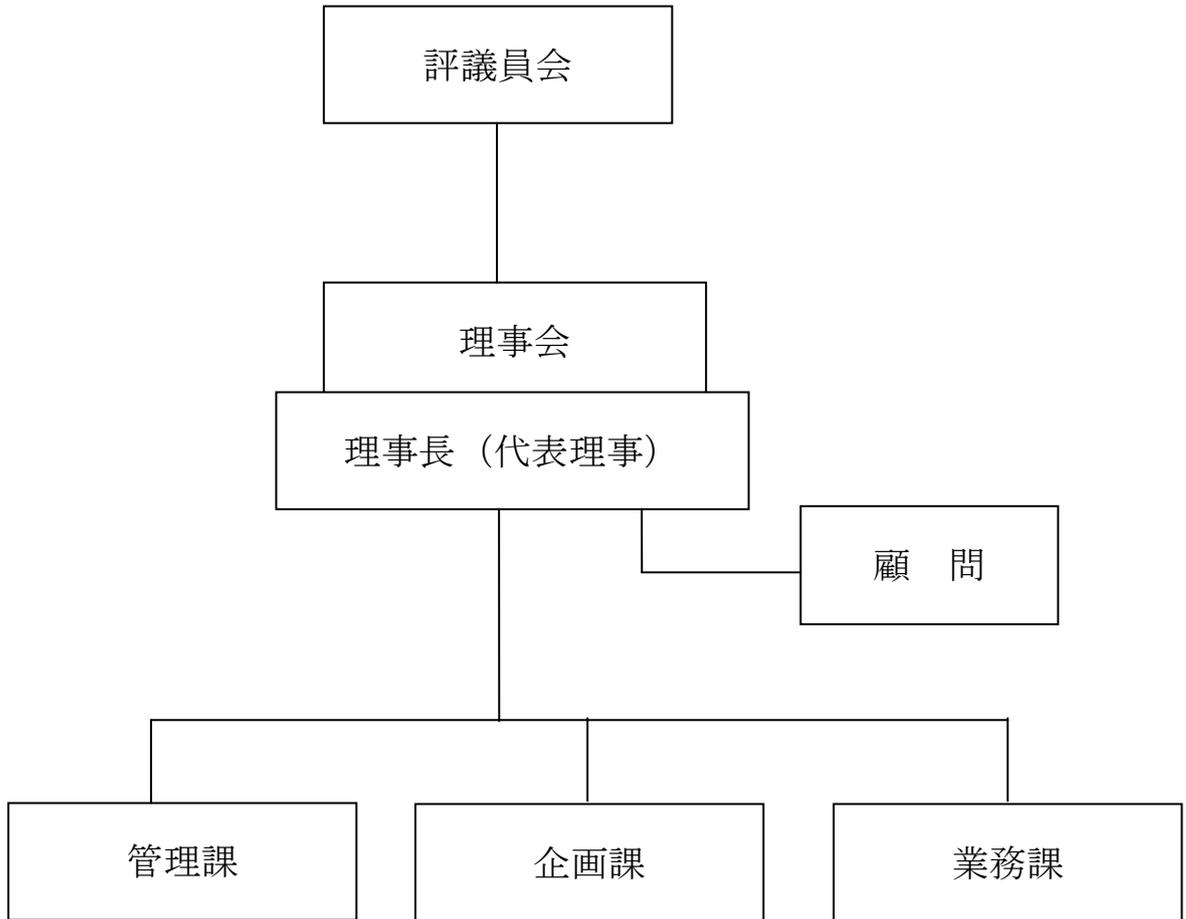
Recognized Organization	RO abbrev	Inspections	Detentions	Low/medium limit	Medium/high limit	Excess Factor	Performance level
DNV GL AS	DNVGL	1718	0	44	24	-1.95	High
Det Norske Veritas	DNV	10219	7	228	181	-1.91	High
Lloyd's Register	LR	11485	10	255	205	-1.89	High
American Bureau of Shipping	ABS	5327	4	124	89	-1.89	High
China Classification Society	CCS	769	0	22	8	-1.84	High
Registro Italiano Navale	RINA	3072	6	75	48	-1.70	High
Korean Register of Shipping	KRS	936	1	26	11	-1.66	High
Bureau Veritas	BV	11239	37	250	200	-1.61	High
Germanischer Lloyd	GL	12674	47	280	227	-1.56	High
Nippon Kaiji Kyokai	NKK	6894	24	158	118	-1.56	High
Turkish Lloyd	TL	776	2	22	9	-1.22	High
Russian Maritime Register of Shipping	RMRS	4011	23	95	65	-1.21	High
Polski Rejestr Statkow (Polish Register of Shipping)	PRS	471	3	15	4	-0.28	High
Croatian Register of Shipping	CRS	169	0	7	0	0.02	Medium
Indian Register of Shipping	IRS	73	0	4	0	0.20	Medium
Hellenic Register of Shipping	HRS	61	0	4	0	0.23	Medium
Other	OTHER	437	7	14	3	0.34	Medium
Register of Shipping (Albania)	RSA	93	1	5	0	0.34	Medium
Isthmus Bureau of Shipping, S.A.	IBS	186	3	7	0	0.40	Medium
Macosnar Corporation	MC	73	1	4	0	0.41	Medium
Shipping Register of Ukraine	SRU	594	12	18	6	0.51	Medium
Dromon Bureau of Shipping	DBS	484	10	15	4	0.53	Medium
International Naval Surveys Bureau	INSB	667	14	20	7	0.55	Medium
Intermaritime Certification Services, ICS Class	ICS	79	2	4	0	0.58	Medium
Maritime Lloyd - Georgia	MLG	164	4	7	0	0.60	Medium
Panama Register Corporation	PRC	111	3	5	0	0.63	Medium
Maritime Bureau of Shipping	MBS	101	3	5	0	0.67	Medium
Venezuelan Register of Shipping	VRS	175	5	7	0	0.71	Medium
Global Marine Bureau Inc.	GMB	125	4	6	0	0.74	Medium
Panama Maritime Documentation Services	PMDS	81	3	4	0	0.77	Medium
Overseas Marine Certification Services	OMCS	98	4	5	0	0.87	Medium
Phoenix Register of Shipping	PHRS	171	6	7	0	0.87	Medium
Universal Shipping Bureau Inc.	USB	129	5	6	0	0.89	Medium
Global Shipping Bureau Inc	GSB	78	4	4	0	0.98	Medium
Bulgarian Register of Shipping	BRS	256	10	9	1	1.21	Low
International Register of Shipping	IS	390	16	13	3	1.64	Low
Inspeccion y Clasificacion Maritima (INCLAMAR)	INCLAMAR	65	7	4	0	4.40	Very Low

(解説)

- 1) 東京 MOU では、medium が前年と同じ 13、high が前年から 2 増加し 20 であった。パリ MOU では、very low が前年と同じ 1、low が前年から 2 減少し 2、medium が前年から 1 増加し 21、high は前年から 1 増加し 13 であった。東京 MOU では 2011 年から very low がゼロ、2012 年から low がゼロになり、パリ MOU でも減少傾向にある。
- 2) 一般的にブラックリストに格付された旗国の政府代行機関は成績が悪くなるが、ブラック国は減少する傾向にあり成績も良くなっていると考えられる。

組織図

平成 27 年 3 月 31 日現在



#### <附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成していません。